

入札公告（役務の提供）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年9月3日

支出負担行為担当官

宮内庁長官官房主計課長 石谷良男

1 業務概要

- （１）業務件名 令和8年秋季皇居乾通り一般公開案内等業務
- （２）業務場所 東京都千代田区千代田（皇居内）ほか
- （３）業務内容 令和8年秋季皇居乾通り一般公開の案内等に関する業務。
- （４）履行期間 契約締結日の翌日から令和8年12月18日（金）まで。
- （５）その他 本業務は、電子調達システム対象調達案件である。なお、当該システムによりがたい者は、発注者に書面により申し出のうえ、紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

- （１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （２）令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」において、「A、B又はC」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （４）平成28年度以降において、次に掲げる業務を元請けとして履行し完了させた実績を有していること。
 - ・屋内又は屋外施設における入場者等への案内の業務。
- （５）プライバシーマーク、ISO27001又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）のいずれかの認定等を取得し又は同等の情報セキュリティ管理体制が取れること。
- （６）仕様書等に記載されている事項を満たす適正な業務実施体制等を書面により示すことができること。
- （７）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から入札の時までの時期に、宮内庁長官官房主計課長から宮内庁における物品製造契約等に係る指名停止措置要領（平成13年12月4日付け宮内主発第189号）に基づく指名停止を受けていないこと。

3 入札手続等

(1) 担当係

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1 (皇居内)

宮内庁管理部管理課経理係

電話03-3213-1111 内線3468又は3493

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所等

ア 交付期間：令和8年9月3日（木）から同年9月28日（月）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

イ 交付場所：（1）に同じ。

資料交付希望の場合は、事前に（1）に連絡すること。

ウ 交付方法：交付資料は、全て貸与とする。

交付の際は、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。

なお、交付資料は、その目的が無くなった時（入札日又は入札参加を取り止めた時）には、交付場所へ返却（郵送可）すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間：（2）アに同じ。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：紙入札の場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）とする。

電子入札の場合は、電子調達システムに基づくものとする。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所等

ア 日 時：令和8年10月21日（水）午前10時

イ 場 所：管理部会議室（宮内庁庁舎2階）

ウ 入札方法：紙入札の場合は、持参すること（郵送による提出は認めない。）。
電子入札の場合は、電子調達システムに基づくものとする。

エ 開 札：入札終了後直ちに行う。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金
全額免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札。

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札。

ウ 競争入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。

エ 競争参加資格のある旨確認されたものであっても開札時点において2に掲げる資格のないもののした入札。

オ 入札内訳書に不備のある入札

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札執行責任者は入札の結果を保留する場合がある。この場合、当庁は入札参加者を対象に事情聴取等の調査を行い、その結果によっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、入札の結果を保留した場合は、後日参加者に対し入札の結果を口頭で通知する。

(5) 入札結果保留に伴う調査への協力義務

予決令第85条の基準を下回った入札があった場合、入札参加者は当庁の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

(8) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

競争に参加するためには、3(2)の時に於いて、当該資格の格付を受けていなければならない。

(9) 詳細は、入札説明書による。